

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第62回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成27年5月19日（火） 13:35～14:06

於・第一特別会議室（総務省8階）

第2 出席した委員（敬称略）

辻 正次（部会長）酒井 善則（部会長代理）、大谷 和子、川濱 昇、関口 博
正、三友 仁志、山下 東子

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

吉良総合通信基盤局長、吉田電気通信事業部長、高橋総合通信基盤局総務課長、
吉田事業政策課長、柴山事業政策課調査官、竹村料金サービス課長、片桐料金サー
ビス課企画官、塩崎電気通信技術システム課長、富岡安全・信頼性対策室長、神田
剛（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

- 1 部会長の選任及び部会長代理の指名について
- 2 委員会への所属の指名及び委員会の主査の指名について
- 3 答申事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務
の基準料金指数の設定について【諮問第3073号】

4 諮問事項

電気通信事業法第41条第3項の規定に基づく電気通信事業者の指定等について
【諮問第3074号】

開 会

○神田総務課課長補佐（事務局） ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第62回）を開催いたします。

4月18日に任命されてから初めての会合でございますので、部会長が選任されるまでの間、事務局において議事の進行を務めさせていただきます。

本日は、委員8名中7名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

議 題

（1）部会長の選任及び部会長代理の指名について

○神田総務課課長補佐（事務局） それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

○神田総務課課長補佐（事務局） まず、部会長の選任をお願いしたいと思います。

情報通信行政・郵政行政審議会令第6条第3項の規定により、部会長は委員の互選により選任する旨を定めていますが、どなたか推薦等がございますでしょうか。

○関口委員 関口でございます。

辻委員をご推薦申し上げたいと思います。辻委員は、昨日までですか、前期の当審議会の電気通信事業部会の委員をされており、また、以前には情報通信審議会の委員をお務めになっていらっしゃいまして、情報通信行政に造詣が深く、適任と考えられます。また、先ほど審議会の会長代理としても選任されましたので、辻委員がふさわしいのではないかと考えております。

○神田総務課課長補佐（事務局） ただいま、関口委員から辻委員を部会長にのご推薦がありました。いかがでございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○神田総務課課長補佐（事務局） それでは、辻委員を部会長に選任することとし、この後の議事は辻部会長をお願いしたいと思います。

辻部会長、お席にお移りいただき、進行をお願いします。

（辻部会長、部会長席へ移動）

○辻部会長 ただいま部会長に選任いただきましたので、就任に当たりまして一言ご挨拶

拶させていただきます。

委員ご案内のとおり、本部会と関係します電気通信事業での接続料、あるいは今後のブロードバンドアクセスに対応するユニバーサルサービス制度など、いろいろな検討すべき課題があると認識しております。この部会におきまして、これらの課題に対して効率的かつ的確に議論していきたいと思っておりますので、各委員のご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、私が部会長として審議会を主宰できない場合の代行をお願いする部会長代理を決めておきたいと思っております。

部会長代理は、情報通信行政・郵政行政審議会令第6条第5項の規定により、部会長が指名することになっておりますので、私から指名させていただきます。

部会長代理には、技術的な観点を含めて幅広い見識をお持ちであることから、前期に引き続きまして酒井委員にお願いできましたらありがたいと思っておりますが、お引き受けいただけますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、酒井委員、部会長代理席へお移りをお願いしたいと思います。

(酒井部会長代理、部会長代理席へ移動)

○辻部会長　それでは、酒井部会長代理、一言ご挨拶をお願いいたします。

○酒井部会長代理　酒井でございます。

この委員会、かなりいろいろ難しい課題が多いので、辻部会長を助けて、やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○辻部会長　ありがとうございました。

(2) 委員会への所属の指名及び委員会の主査の指名について

○辻部会長　次に、部会の下にございます委員会の構成員と主査の指名を行いたいと思っております。委員会の構成につきましては、委員就任の内諾をいただく際に、事務局から就任の件とあわせてご相談をさせていただいていると聞いております。

それでは、各委員会の名簿を配付してください。

(委員会所属一覧を配付)

○辻部会長　それでは、ご一覧のとおり指名いたしたいと思っておりますので、今後の委員会

の運営をよろしく願いたします。

(3) 答申事項

○辻部会長　それでは、議事を進めてまいります。本日は、答申事項1件、諮問事項1件がございます。

まず、答申事項でございますが、諮問第3073号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について審議したいと思っております。

本件は、総務大臣から諮問を受け、本年3月31日、火曜日開催の当部会において審議を行い、本年4月1日から4月30日までの間、意見募集を行いました。その後、意見募集で提出されました意見を踏まえ、基本料等委員会において調査・検討を行いました。本日は、基本料等委員会の主査であります私から、委員会の結果についてご報告いたします。

それでは、基本料金等委員会での調査・検討の結果をご報告いたします。

資料は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定という、資料62-1をご覧くださいと思っております。

本件の概要につきましては、7ページ以降に具体的な記述がございますので、そこを見ていただければと思っております。その内容といたしましては、電気通信事業法第21条に基づき、特定電気通信役務を提供する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対して、平成27年10月から適用する基準料金指数の設定を行うものでございます。

先般も申しましたように、4月1日から30日までの意見募集を取りまとめた上で検討を行い、1ページのとおり、報告書をまとめました。

基本料金等委員会といたしましては、報告書の1に記しましたとおり、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数は諮問のとおり設定することが適当と認められるとご報告させていただきます。

なお、提出されました意見及びその考え方につきましては、報告書の別紙として4ページに取りまとめております。この報告書の詳細につきましては、総務省よりご説明していただけるものと思っておりますので、よろしく願いたします。

○片桐料金サービス課企画官　ご説明いたします。

それでは、まず7ページをご覧ください。こちらが諮問の概要でございます。先ほど辻部会長がご説明されましたように、本件は、電気通信事業法第21条に基づきまして、特定電気通信役務に関する料金について、その種別ごとに能率的な経営の下における適正な原価等を考慮しまして、通常実現することができると思われる水準の料金を料金指数という形で設定しまして、これを適用の日の90日前までに通知するというものでございます。

この料金指数につきましては、中ほどの四角囲みに書かれている算式によって設定することになっています。この式の中に、右から2つ目でございます、生産性向上見込率、こちら、「X値」と呼んでいます、3年ごとに現在の生産性に基づく将来原価等から算定することになってございまして、現在のX値の有効期間は今年9月末でございますので、次期のX値を新たに算定する必要がございます。

この次期X値の算定に当たりましては、平成27年、本年2月から「プライスキップの運用に関する研究会」を3回開催いたしました。こちらの座長は辻部会長でございます。その中でX値の考え方について整理を行ったものでございます。

この具体的な整理につきましては、11ページ以降でございます。12ページをご覧ください。まず、生産性向上見込率（X値）の算定方法につきましては、これまでどおり、ミックス生産性準拠方式で算定しております。こちらは、事業者の収入、費用データの予測値に基づきまして、最終年度に収支が相償する水準にX値を算定するというものでございます。具体的には、真ん中の青囲みでございますように、消費者物価指数（CPI）変動率、事業者の費用、適正報酬額、利益対応税、事業者の収入、こういったものからX値が算定されるという形になっています。

また、これもこれまでどおりでございますけれども、参考値としましてフル生産性準拠方式でもX値を算定しています。こちらは、NTT東西の産出量、具体的には基本料・通話料収入でございますが、この伸び率と、NTT東西が投入した量、これは通信量等でございますけれども、この伸び率を比較しまして、その差分を生産性向上の分だというように考えるものでございます。これを参考値として算定しました。

続きまして、13ページをご覧ください。今のミックス生産性準拠方式の詳細でございますけれども、まず、収入予測につきましては、2つのパターンで回線数を予測いたしまして、それに基づいた予測をしています。

費用予測につきましては、まず、NTT東西が独自の効率化施策を織り込んだ形で費

用の予測を行います。これをベースにしまして、研究会において、回線数減少に見合う追加的な費用削減の検証や、DEA・SFAといった経営効率分析を行いまして、さらなる削減可能性について検証し、費用の予測を行っています。

3番目の適正報酬額、4番目のCPI変動率、5番目の利益対応税については、これまでどおりのやり方を踏襲しております。

14ページをご覧ください。こうした形でX値を試算しました結果が、中ほどの棒グラフでございます。一番上の赤い棒グラフが、NTT東西の収支予測に基づいた場合。NTT東西の費用予測を検証して、回線数減少に見合う削減可能額を反映したものが黄色でございます。DEAを用いたものが緑色、SFAを用いたものが水色、参考値としてフル生産性向上率を使ったものが紫色といった形になっております。

前回の研究会で試算されたX値については、ゼロ近辺であったCPI変動率を中心にプラス・マイナス両側に分散していくという結果になり、X値を一意に定めることが困難であったことから、X値をCPI変動率と同値といたしました。

しかしながら、今回試算された全てのX値はCPI変動率を下回っております。また、今後も、CPI変動率はプラスになっていくという予想でございますので、前回までの「X値=CPI変動率」ではなく、今回は、X値を一意に定めることとし、一番安定的な結果がでるといように判断されましたDEAの計測結果を用いて「X値=0.4%」という形で整理することが適当であるという結果になっております。

この結果、右下の表にありますように、平成27年10月からの基準料金指数は94.8となります。

続きまして、15ページをご覧ください。今度は加入者回線サブバケットのX値の取り扱いでございます。こちらについては、これまでの研究会では、データの制約により適切な収支予測が行えないことから、X値をCPI変動率に連動させてきました。

しかしながら、収入・費用の両面におきまして、近年、音声伝送バケットに対して加入者回線サブバケットの占める割合が高くなっており、同一視できる水準になってきております。具体的には、下の表の平成25年度のところをご覧ください。いんですけれども、音声伝送バケットの収入・費用のうち、それぞれ90%程度が加入者回線サブバケットの収入・費用で占められているという状況になっているものでございます。

したがって、加入者回線サブバケットのX値につきましては、前述の算定上の

問題は引き続き存在しますが、これまでの「X値=CPI変動率」ではなく、今回は、音声伝送バスケットでのX値算定の結果を準用しまして、「X値=0.4%」という値を用いることが適当と判断されました。

この結果、平成27年10月からの基準料金指数は102.3になります。

その結果をまとめたものが16ページ、17ページでございます。こちらが本制度導入以降の基準料金指数の推移を音声伝送バスケット、加入者回線サブバスケット、それぞれについてまとめたものでございます。

以上を踏まえて7ページにお戻りください。7ページ目の2の諮問事項をご覧いただきたいんですけども、今の研究会の報告を踏まえまして、平成27年10月から適用する基準料金指数を、音声伝送バスケットは94.8、加入者回線サブバスケットは102.3にするということについて諮問を行ったものでございます。

3ページをご覧ください。これに対しまして、意見募集を行いましたところ、個人1件、ソフトバンクモバイル株式会社1件、合わせて2件の意見が寄せられました。

この詳細は次の4ページでございます。意見1は、料金指数の設定に当たっては消費税の影響は考慮されるのかということでございます。これに対する考え方は、右側の欄のとおりでございまして、消費税を含めて料金指数を算出した場合、消費税率が変更された場合に事業者の自主的な経営効率化によらず料金指数に影響を与えてしまうことから、料金指数算出の際には消費税を除いているということにしております。

意見2については、競争事業者が提供する電話サービスに大きな影響を与えるドライカップやPSTNの接続料は需要の減少にコスト削減が追いつかないことから上昇傾向にある。競争可能な環境が継続的に維持されるよう、接続料の算定の在り方をマイグレーションの動向を踏まえた適切なものに見直す必要があるというものでございます。こちらは、本意見募集に対する直接の御意見でないため参考として承るというふうに整理させていただきました。

私からは以上でございます。

○辻部会長　ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらよろしくお願いたします。

今回の答申は、ずっとデフレが続いていたものですので、今まで基準料金指数は変わっていませんでした。今後CPIが上昇するという予想になりましたので、十何年ぶり

かに基準指数が引き上げられることになったのが、一番大きい点であります。

それでは、これもいろいろな委員会等で、研究会等で議論されておられますので、特段にご意見がなければ、諮問第3073号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長　それでは、案のとおり答申いたすこととします。

(4) 諮問事項

○辻部会長　続きまして、諮問事項につきまして検討していただきたいと思います。諮問第3074号、電気通信事業法第41条第3項の規定に基づく電気通信事業者の指定等について審議したいと思います。

それでは、この件につきまして、総務省から説明をお願いしたいと思います。

○塩崎電気通信技術システム課長　電気通信技術システム課の塩崎でございます。

お手元の資料62-2を用いましてご説明させていただきます。

まず1ページ目をお開きいただければと思います。こちらが本日の諮問書ということになります。時間の関係で読み上げは省略させていただきたいと思います。

次の2ページ目をご覧くださいと思います。本日の諮問でございますが、昨年度の電気通信事業法の改正を踏まえまして、3ページ目、次のページになりますが、IIの指定及び改正の概要というところに記載してございます、(1)(2)の2件の事項について諮問させていただくものでございます。

詳細につきましては、4ページ以降の参考資料でご説明させていただきたいと思います。

それでは、5ページ目をご覧くださいと思います。まず、最初の矢印のところになりますが、回線非設置事業者における重大事故の増加等を踏まえまして、技術基準等の事故防止の規律を整備するため、昨年度、電気通信事業法及び関係省令等を改正させていただきました。

下の表の青い部分が、電気通信事業法、それから関係省令等の改正により追加された事項となります。縦方向が事業者の区分、横方向が規律の事項というものをあらわしてございます。

2番目の矢印のところになりますが、下の表の「指定を受けた回線非設置事業者」、

これにつきましては、電気通信事業法の改正で新たに設けられた区分でございますが、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する回線非設置事業者を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として告示により指定することで、回線設置事業者と同様の技術基準等を適用すると規定されてございます。本日の1件目の諮問事項は、この回線非設置事業者の指定についてでございます。

それから、下の表の「回線設置事業者」の区分を見ていただきたいと思うのですが、回線設置事業者の設備につきましては、技術基準と書いてあるところがございますが、青色は塗っていないということで、従来よりこの技術基準の規律というのは適用されております。ただし、3番目の矢印のところに記載してございますが、損壊又は故障による利用者の影響が軽微であるとして事故防止の規律の対象外となっている回線設置事業者の設備がございます。これにつきましても、有料かつ利用者100万以上のデータ伝送役務等を提供する設備につきましては、指定を受ける回線非設置事業者の場合と同様に、技術基準の対象とするというものでございます。これが本日の諮問事項の2件目でございます。

それぞれの諮問事項の内容につきましては、次のページ以降で詳しくご説明させていただきます。

では、6ページ目をご覧くださいと思います。まず1件目の諮問事項についてでございますが、2番目の黒丸のところをご覧くださいと思います。昨年度の法令改正におきまして、「内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務」の基準につきましては、電気通信事業法施行規則におきまして、前年度末における利用者の数が100万以上であること、それから、電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるものであることと規定されてございます。

3番目の丸のところになりますが、電気通信事業報告規則の規定に基づきまして、各事業者から電気通信役務の契約状況についての報告を受けております。それによりまして、平成26年度末において、上記の基準を満たす電気通信役務を提供する回線非設置事業者は、株式会社NTTぷらら、それからニフティ株式会社、ビッグロブ株式会社の3社となっておりますので、これらの3社が指定対象ということになります。

最後の丸でございますが、電気通信事業法施行規則の規定によりまして、指定は告示により行うこととなっておりますため、これらの3社を指定するための告示を制定する

ものでございます。

それでは、次の7ページ目をご覧くださいと思います。こちらが2件目の諮問事項についてのご説明となります。最初の黒丸のところになりますが、先ほどご説明いたしました回線設置事業者の設備に係る技術基準の適用除外につきましては、電気通信事業法施行規則に規定されてございまして、自ら設置する伝送路設備に接続せずにデータ伝送役務等を提供する回線設置事業者の設備を、損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微な設備と規定して、技術基準等は適用しないということにされてございます。

右下に図がございますが、こちらをご覧くださいと思います。この図は、回線設置事業者のネットワークのイメージ図となっております。下のところに白っぽい機械と黒っぽい機械がございますが、これはそれぞれ、事業者が自ら設置するサーバと交換設備をあらわしたものでございます。また、青色の線でございますが、これは事業者自らが設置する伝送路設備を、緑の点線は他の事業者の伝送路設備をあらわしてございます。この図の白っぽい機器、サーバでございますが、こちらは事業者が自ら設置していますが、事業者が自ら設置する伝送路設備に接続されていないことから、現在、技術基準等が適用されないということになってございます。

それでは、2番目の黒丸のところになりますが、一方で、1件目の諮問事項の関係となりますが、指定することによりまして、いわゆる自ら伝送路設備を持たずにデータ伝送役務等を提供する回線非設置事業者の設備については、今般、技術基準等を適用することになりますことから、回線設置事業者と回線非設置事業者の間の公平性の確保の観点から、「利用者の利益に及ぼす影響が軽微な設備」として現在、技術基準の対象から除外されている設備、これから有料かつ利用者100万以上のデータ伝送役務等を提供する回線設置事業者の設備を除外するというにしまして、当該設備にも技術基準を適用するよう電気通信事業法施行規則を改正するものでございます。

なお、これに該当することになります事業者としましては6社となります。事業者名につきましては非公開ということになってございますので、控えさせていただきます。

次のページをご覧くださいと思います。今後のスケジュールでございますが、本日、諮問させていただきまして、以下の表のとおり考えているところでございます。

9ページ以降につきましては、今回の告示案と省令改正案ということになりますが、説明は省略させていただきたいと思っております。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○辻部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらよろしく願いいたします。

ございませんでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問されました内容を、本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は6月18日、木曜日までといたしますが、これによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長　　よろしければ、その旨決定したいと思います。

以上で、予定しました本日の審議は終了いたしました。

委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。何かございますでしょうか。

事務局から何かございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

次回の事業部会につきましては、別途確定になり次第、事務局から連絡いたします。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉　　会